

一般社団法人 日本国際保健医療学会 コンプライアンス 指針

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本国際保健医療学会（以下、本学会と略す）のコンプライアンスに関し必要な事項を定めることにより、すべての学会員・学会職員等が法令等を遵守し高い倫理性を保持して業務を遂行する態勢（以下「コンプライアンス態勢」という。）を確立し、もって本学会の適正な事業運営と健全な発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「コンプライアンス」とは、法令等を遵守するとともに、法令の目的である社会的要請、社会通念及び社会倫理等を尊重して行動することをいう。

2 この規程において「法令等」とは、国内・海外の法律及び現地該当国の法律、国際的な条約、これに基づく命令（告示、通知を含む。）、条例並びに定款、自主行動基準及び各種規程、学会ガイドライン並びにこれらに関連する通知等の明確に文章化された社会ルールをいう。

(学会員の責務)

第3条 学会員は、学会活動が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに、自らが学会活動の一端を担っていることを深く認識し、常に誠実に判断し、行動する責務を有する。

2 学会員は、自らの専門知識、技術の維持向上など自己研鑽に努めるとともに、それを活かし、活動を発展させることにより、本学会の定款に定める目的の達成に積極的に貢献する責務を有する。

第2章 基本方針及び組織

(基本方針等)

第4条 理事会は、本学会のコンプライアンス態勢を確立するため、コンプライアンスの基本方針（以下「基本方針」という。）及びコンプライアンス委員会、その他の重要事項を決定する。

(コンプライアンス委員会の所掌事務)

第5条 コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる事務を行う。

(1) 基本方針、コンプライアンスに関する諸規定の立案、実践計画の立案

第6条 理事会は、コンプライアンスを推進し役職員等の適切な職務執行が図られるようにコンプライアンス責任者（以下「責任者」という。）として指名する。

2 理事長は、コンプライアンス委員会の委員として理事・監事を若干名指名する

3 理事長はコンプライアンス委員会を招集する。

4 理事長は、理事会の承認を得て、委員として外部有識者を委嘱することができる。

5

第3章 コンプライアンスの推進

(コンプライアンス違反行為の処理)

第7条 コンプライアンス委員長は、コンプライアンス違反行為の疑いがあると判断した場合には、速やかに理事長に報告し事実関係を調査し理事会に報告する。その事実が法令上の違反行為に該当するか検証し、必要な場合には速やかに改善措置を講ずる等適切に対処しなければならない。特に問題がある場合には、理事会にて審議を行い、必要な措置を講ずる。措置に対して不服の場合には、理事会において審議を行う。

(コンプライアンス実践計画)

第8条 役員会は、毎年度、内部規程の整備、職員研修計画及びモニタリング等を内容とする具体的なコンプライアンス実践計画を策定する。

(研修)

第9条 理事長は、コンプライアンス態勢を徹底するためコンプライアンス委員会と協力して研修を実施する。本学会誌やホームページでコンプライアンスに関する情報を掲載し会員に告知し、情報提供を行う。

(記録等の管理)

第10条 管理者及び担当者は、前項の管理基準に基づき、コンプライアンスに関する記録又は文書を管理しなければならない。

第4章 監査及び規程の見直し

(監査)

第11条 理事長は、監事の中からコンプライアンス監査担当者を任命して、少なくとも毎年1回、コンプライアンス実践計画等の遵守状況について監査を行わせ、理事会に報告させなければならない。

(規程の見直し)

第12条 本規程の改廃は、理事会が決定する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年11月21日から施行する。